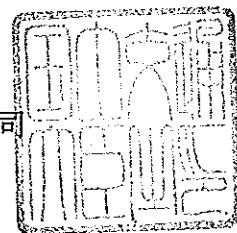




国海総第368号  
平成21年11月18日

交通政策審議会  
会長 御手洗 富士夫 殿

国土交通大臣  
前原誠司



#### 交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

#### 記

諮問第93号  
船員派遣事業の許可について

#### 諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聞く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
SST マリン株式会社	福岡県北九州市戸畠区銀座二丁目 6 番 27 号	1
近郵船舶管理株式会社	東京都江東区有明三丁目 4 番 10 号	1
太平洋海運株式会社	東京都港区三田一丁目 4 番 28 号	1
小豆島急行フェリー株式会社	香川県高松市玉藻町 10 番 32 号	1
東栄汽船株式会社	広島県江田島市大柿町深江 4182 番地	1